

## 第 3 次

# しおがま男女共同参画基本計画

～多様な生き方を認め合い、一人ひとりが輝くまちをめざして～

令和5年度～令和8年度



塩 竈 市

はじめに

日本は少子高齢化が進み、人口減少社会に突入しています。そこで地域を持続的に成長させていくためには、社会の多様性と活力を高め、経済を力強く発展させるべく、女性をはじめとしたあらゆる人々が、社会を支える役割を担わなければなりません。そのためには男女にとどまらず、幅広く多様な人々が自分らしく個性と能力を発揮することが重要な時代を迎えました。

塩竈市では、「男女共同参画社会基本法」等を踏まえ、男女が平等で共同参画できる社会の実現を目指すため、平成19年9月「塩竈市しおがま男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画施策の推進に取り組んでまいりました。時代の流れに応じ「第2次しおがま男女平等・共同参画基本計画」を策定し、あらゆる場における男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進してきました。これまでの取組状況や市民意識調査の結果を踏まえ、このたび、計画名称を新たに「第3次しおがま男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この計画では、特に、男女の性差だけでなく、高齢者や障がいの有無、国籍や文化、性的指向・性自認など多様な生き方を認め合い、自らの意思に基づき個性や能力を十分に発揮することを目指しております。

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした生活への様々な影響や課題、LGBTQ等の性的指向・性自認の多様性への理解等、男女共同参画社会を取り巻く状況は、刻々と変化しております。このような時代の流れを的確にとらえながら、市民一人ひとりがライフステージに応じた多様な生き方を選択できるよう、地域住民や市民活動団体、企業や関係機関等と連携してさらなる協働体制を構築し、多様な生き方を認め合い、一人ひとりが輝くまちの実現をめざしていきます。

結びに、本計画の策定にあたり、しおがま男女共同参画推進審議会の委員の皆様には多大なるご尽力をいただきました。また、市民意識調査やパブリックコメント手続きにおいて、多くの方々から貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げます。今後とも、男女共同参画社会実現に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

令和5年3月

塩竈市長 佐藤 光樹

# 目次

---

## 第1章 基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の目的	1
3. 基本理念	1
4. 計画の位置付け	2
5. 計画の期間	2
6. 成果指標	2
7. 施策の体系	4

## 第2章 男女共同参画の推進に向けた施策

基本目標Ⅰ 互いの人権の尊重と平等をめざす教育・学習の推進	6
○主要課題1 「幼・保・学校等」学びの場における男女共同参画の実現	6
○主要課題2 キャリア教育の推進と次代を担う人材の育成	9
○主要課題3 多様な生き方に対する理解促進に向けた取組の推進	11
基本目標Ⅱ 家庭における共同参画の実現	13
○主要課題1 互いに支え合う家庭づくりへの支援や意識啓発の推進	13
○主要課題2 育児や介護に関する支援の充実	15
○主要課題3 経済的、精神的自立に向けた支援	18
基本目標Ⅲ 職場における共同参画の実現	20
○主要課題1 職場における女性参画の促進	20
○主要課題2 ワーク・ライフ・バランスの推進及び周知	24
○主要課題3 職業能力の開発や学び直しの支援や情報提供	27
基本目標Ⅳ 地域社会における共同参画の実現	29
○主要課題1 政策や地域活動等の方針立案や意思決定の場への女性参画の促進	29
○主要課題2 男性の固定的役割意識や長時間労働の抑制等、働き方の見直しによる男性の地域や家庭への参加の促進	30
○主要課題3 多様な視点の防災意識の向上に向けた取組	31
○主要課題4 多様な人が支え合う社会実現に向けた取組	33

## 第3章 計画の推進体制

推進体制の整備	35
(1) 庁内推進体制	35
(2) しおがま男女共同参画推進審議会	35
(3) 計画の推進体制図	35

## 目次

---

### 参考資料

1.	計画策定の経過	36
2.	しおがま男女共同参画推進審議会委員名簿	37
3.	諮問・答申	38
4.	市民意識調査結果概要	40
5.	第2次しおがま男女平等・共同参画基本計画の総括	42
6.	第2次しおがま男女平等・共同参画基本計画 成果指標推移	45
7.	塩竈市しおがま男女共同参画推進条例	46
8.	しおがま男女共同参画基本計画推進本部設置要綱	51
9.	しおがま男女共同参画基本計画推進連絡会議設置要綱	52
10.	男女共同参画社会基本法	53
11.	女性の職業生活における活躍の推進に係る法律	58
12.	男女共同に関する塩竈市と国内外の動き	67
13.	男女共同参画関連用語集 Key Words	72

# 第1章 基本的な考え方

---

## 1. 計画策定の趣旨

本市では、平成19年9月施行された「塩竈市しおがま男女共同参画推進条例」に基づき、平成29年3月に、「第2次しおがま男女平等・共同参画基本計画」を定め、それぞれが自らの意思に基づき個性や能力を十分に発揮できる社会の実現へ向けた取組を推進してきました。

このような中、平成27年に開催された「国連持続可能な開発サミット」において2030年(令和12年)を達成目標としている「SDGs(持続可能な開発目標)」に「ジェンダーの平等」が掲げられ、2020年(令和2年)から「行動の10年」がスタートしています。また、第6次塩竈市長期総合計画でもSDGsの17ゴールの達成や具体的施策として「性別に関わらずみんなが等しく活躍できる社会づくり」が掲げられております。

男女共同参画社会の実現は、これらの目標だけでなく、SDGsの17ゴールの様々な目標達成の基礎となり得ます。このことを念頭に、第6次塩竈市長期総合や他の個別計画と連動させて施策を展開し、SDGsの目標達成に寄与することをめざしています。

今回、現計画やコロナ禍での課題、多様化する個性や価値観等も踏まえ、さらなる計画推進のため、「第3次しおがま男女共同参画基本計画」を策定します。

なお、基本計画は、平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)」第14条第3項の規定により市町村が定めるように努めなければならないとされている市町村男女共同参画計画であり、平成27年に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」第6条第2項に基づく本市の推進計画として位置付けております。

## 2. 計画の目的

本計画は、条例に基づき、性別を問わず全ての人々が共同参画できる社会の実現に向けて取り組むべき課題を明らかにし、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

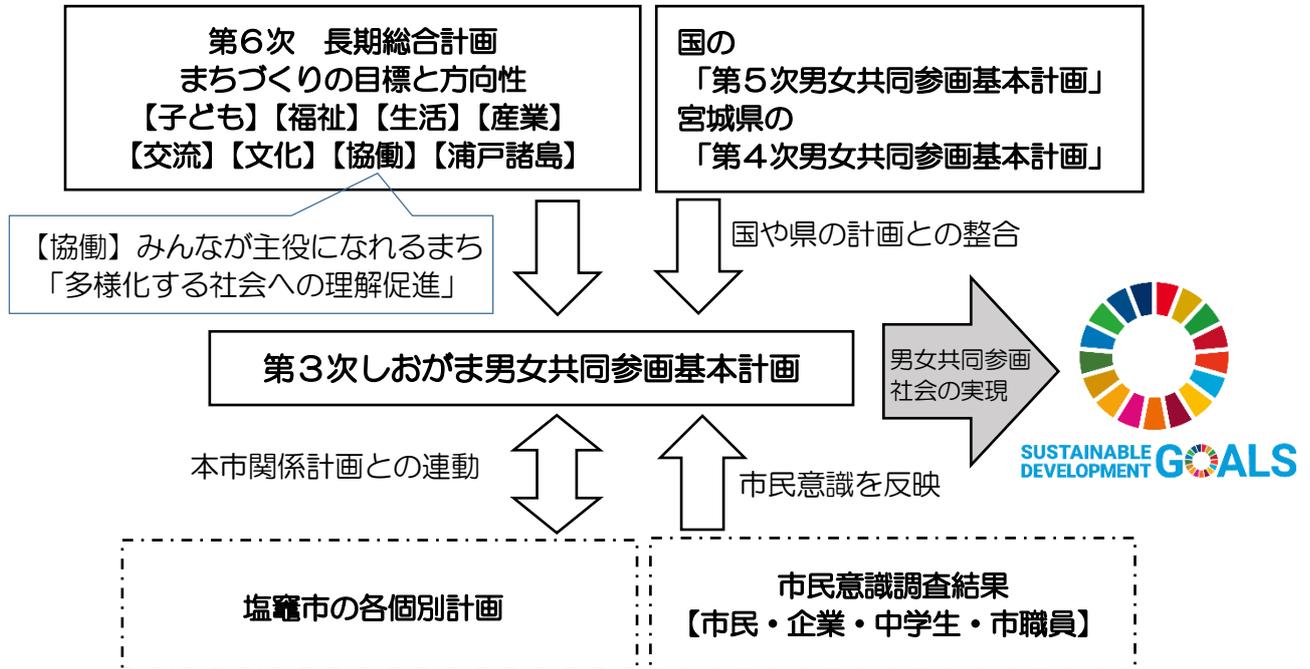
また、条例における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

## 3. 基本理念

- ① 男女の人権の尊重
  - ② 制度や慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
  - ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
  - ④ 家庭生活と社会生活における活動の両立
  - ⑤ 性に関する相互理解と性と生殖に関する健康と権利の尊重
  - ⑥ 国際協調に基づく男女共同参画の取組
- ※条例第3条の要約

# 第1章 基本的な考え方

## 4. 計画の位置付け



## 5. 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4か年とします。

ただし、社会情勢の変化や国の動向、施策の進捗状況に応じて、適宜、必要な見直しや改正を行い、より効果的かつ効率的な施策を展開してまいります。

## 6. 成果指標

本計画では進捗の可視化を図るため、基本目標ごとに「成果指標」を設定しました。

なお、「成果指標」については、国の第5次男女共同参画基本計画や宮城県の第4次男女共同参画基本計画における成果目標を参考に設定しております。

## 第1章 基本的な考え方

### 【成果指標】

	成果指標	現状 (令和4年度)	目標 (令和8年度)
基本目標Ⅰ 互いの人権の 尊重と平等を めざす教育 学習の推進	学校における研修会の回数	3回/年	5回以上/年
	「男女共同参画社会」の認知度（市民）	76.7% <small>R3 市民意識調査（市民編）</small>	100.0%
基本目標Ⅱ 家庭における 共同参画の 実現	保育所等利用待機児童数	4人 <small>令和4年4月1日現在</small>	0人
基本目標Ⅲ 職場における 共同参画の 実現	市の管理職 <sup>(注1)</sup> に占める女性の割合	24.0% <small>令和4年4月1日現在</small>	25%以上
	市の管理監督者 <sup>(注2)</sup> に占める女性の割合	25.8% <small>令和4年4月1日現在</small>	31%以上
	職場内でのワーク・ライフ・バランス <sup>(注3)</sup> に理解を示す市職員の割合	81.7% <small>R3 市民意識調査（職員編）</small>	100.0%
基本目標Ⅳ 地域社会に おける共同 参画の実現	各種審議会等における女性の割合	26.8% <small>令和4年4月1日現在</small>	35.0%
	町内会における女性会長の割合	7.2%	10.0%

注1：市の管理職とは、課長以上の職階で指示・命令を行う職責を有する職員のこと

注2：市の管理監督職とは、係長以上の職階で指示・命令を行う職責を有する職員のこと

注3：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」こと

## 第1章 基本的な考え方

---

### 7. 施策の体系

#### 基本目標Ⅰ 互いの人権の尊重と平等をめざす教育学習の推進

##### <施策の方向>

##### **【主要課題1】「幼・保・学校等」学びの場における男女共同参画の実現**

- (1) 教育の場等で意識の中に形成された固定的役割意識や偏見の解消
- (2) 多様性をもって、人間として幅広く人権尊重の考え方ができるよう教育の推進

##### **【主要課題2】キャリア教育の推進と次代を担う人材の育成**

- (1) 未来へ向け自身のキャリア形成ができるよう情報提供、意識啓発を図る
- (2) 次代を担うリーダーとなる人材の育成の推進

##### **【主要課題3】多様な生き方に対する理解促進に向けた取組の推進**

- (1) LGBTQ等の性的指向・性自認への理解促進
- (2) 幅広い市民に対して研修の実施

#### 基本目標Ⅱ 家庭における共同参画の実現

##### <施策の方向>

##### **【主要課題1】互いに支えあう家庭づくりへの支援や意識啓発の推進**

- (1) 家事、育児、介護等の家庭生活に関する意識啓発の推進
- (2) 生涯を通じた心と体の健康づくりへの支援

##### **【主要課題2】育児や介護に関する支援の充実**

- (1) 育児や介護休暇の制度設置や男性の積極的な取得の推進
- (2) 家族支援サービスの充実

##### **【主要課題3】経済的、精神的自立に向けた支援**

- (1) DV等の根絶に向けた啓発と被害者支援の取組の推進
- (2) 新型コロナウイルスや新たな感染症の影響等で多様な困難を抱える女性や若い世代等への支援

## 第1章 基本的な考え方

### 基本目標Ⅲ 職場における共同参画の実現

#### <施策の方向>

#### 【主要課題1】 職場における女性参画の促進

- (1) すべての人が働きやすい職場づくりへの啓発と取組の推進
- (2) ポジティブ・アクションの普及啓発及び情報提供

#### 【主要課題2】 ワーク・ライフ・バランスの推進及び周知

- (1) 短時間勤務や在宅勤務等、多様な就労形態に対する条件整備
- (2) 仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発及び取組の推進

#### 【主要課題3】 職業能力の開発や学び直しの支援及び情報提供

- (1) キャリアアップや再就職などに向けた職業能力開発への支援
- (2) 学び直しの機会や情報の提供

### 基本目標Ⅳ 地域社会における共同参画の実現

#### <施策の方向>

#### 【主要課題1】 政策や地域活動等の方針立案や意思決定の場への女性参画の促進

- (1) 男女共同参画に対する意識の醸成
- (2) 町内会や市民団体等の方針立案や意思決定の場へ女性参画の促進

#### 【主要課題2】 男性の固定的役割意識や長時間労働の抑制等、働き方の見直しによる男性の地域や家庭への参加の促進

- (1) 地域活動へ参加しやすい環境の促進
- (2) 相談窓口の周知

#### 【主要課題3】 多様な視点の防災意識の向上に向けた取組

- (1) 地域における防災・復興の担い手としての女性の力の活用
- (2) 多様な視点での防災意識の啓発及び安全・安心な暮らしの確保

#### 【主要課題4】 多様な人が支え合う社会実現に向けた取組

- (1) 国際的な視野及び「多文化共生」の視点の確立
- (2) 性別や障がいの有無、国籍や文化等の違いに関わらず、多様な人が共に支え合う地域づくりの推進